

ペットを飼うなら責任と覚悟を持って

動物管理センターに持ち込まれた子猫。新しい飼い主を待っています



■動物管理センター 獣医師 福田玲奈さん

福田さんはインタビューに対し「動物愛護管理法では飼い主の責務が定められ、遺棄や虐待などに対しては、罰則が設けられています」と説明します

ペットは飼う人の心を癒やして生活を豊かにします。しかし、ペット自身は本当に幸せな生活を送れているのでしょうか。「飼育する」ことはどういうことなのかを市動物管理センターの獣医師に話を聞きました。

最期まで見守る

平成30年度に、動物管理センターに収容された犬は149匹、猫は177匹でした。飼い主からの持ち込みは犬23匹、猫18匹でした。理由は、ペットが病気になった、飼い主が亡くなったなどさまざまです。

同センターはただ保護するだけの施設ではありません。持ち込まれた動物は、引き取られなければ、最終的に殺処分されます。持ち込みの数を減らすため、親族を頼って飼育を続けることができないか、拾って持ち込んだ人には飼育できないか調整するなど、協力してもらうように努めています。

例えば、高齢の犬が認知症の

猫の健康管理を行い、譲渡に向けた準備をしています



同じです。ペットを捨てることは絶対にしないでください。これは100万円以下の罰金が科される犯罪です。どうしても飼えなくなったときは、責任を持って飼い主を見つけてください。

命を尊重し大切にす

ために夜泣きをして、近所に迷惑を掛けるからと持ち込まれたことがあります。近所の人に犬の状態を伝えて理解を得られるようにお願いしますか、と説得して、最期までみとってもらえたこともあります。

ペットが住みやすい環境を

猫で多く見られるのが不妊・去勢手術をさせなかったために、いつの間にか子どもをたくさん産んでいた、というようなこと。飼育数が増えていくと、世話が難しくなります。ただエサをあげるだけで、ケージの掃除をしてあげないなど、飼育環境を整えていないのは、虐待と

飼えなくなることが予想されるときは「最初から飼わない」選択をすることも大事です。飼えなくなるとセンターに持ち込むなんて、ペットにとって最も不幸なことですから。

動物管理センター ☎0942・30・1500、FAX 0942・30・1788

筑後SAKEフェスタ2019

銘酒にほろ酔い2日間

約100銘柄が勢ぞろい

10月5日(土)と6日(日)に久留米シティプラザ 六角堂広場で、筑後地域の酒を味わえる「筑後SAKEフェスタ2019」が開催されます。久留米を中心とした筑後地域は全国で有数の酒どころで、個性豊かな酒がたくさん造られています。

台風の影響で3年ぶりの開催

となる今年は、19蔵元の酒が集結します。大吟醸や純米酒などの日本酒だけでなく、焼酎、巨峰やブルーベリーを使ったワインなど約100種類の酒が味わえます。

最大15杯を飲み比べ

飲み比べにはチケットが必要で、1冊15枚つづりです。大吟醸は3枚、純米酒は1、2枚など、種類や銘柄によって必要枚数が異なります。1枚から飲めるので、最大15杯楽しめます。

銘酒を味わうだけでなく、地元飲食店によるグルメコーナーも充実しています。フェスタ限定の地酒を使ったパンなどもあります。

お気に入りを見つけよう

たくさんのお酒の中からお気に入りを見つけよう。

■日時 10月5日(土)11時～17時、6日(日)10時～16時 ■会場 久留米シティプラザ 六角堂広場
■料金 チケット前売り1800円

事前購入だと500円もお得なチケット。飲み比べて気に入った酒は購入もできます



※チケットは開催期間のみ有効です。

円、当日2300円。地場産くめ東合川店・JR久留米駅店・六ツ門店、参加蔵元、チケットぴあなどで販売。詳しくはホームページや本庁舎、各総合支所、各市民センター、参加蔵元などにあるチラシで

◎筑後SAKEフェスタ2019 実行委員会事務局(地場産くめ内) ☎0942・44・3700、FAX 0942・43・1020

地場産くめホームページへ



消費生活 Q&A | 「カンタンにもうかる」に注意

Q 相談

大学の先輩からインターネットで稼げる副業があると勧められ、断れずに紹介動画を見ました。簡単操作で利益が出るというので、1万円を払ってサイトに登録。しかし、紹介動画のようにはうまくいかず。先輩に相談すると、別のコースで100万円払えば確実にもうかるし、借金してもすぐに返せるというので、職業や収入を偽り借金しました。結局利益は出ず、借金の返済期限も迫っていたので、また先輩に相談。この副業を友達に勧めれば紹介料が入ると言われました。このままだと大変なことになるような気がします。どうしたら良いでしょうか。

A 回答

契約書があれば解約条件を確認し、早急に返金を求めてください。絶対に友達を勧誘してはいけません。これは、学生や新社会人の被害が急増している「モノなしマルチ商法」というものです。投資や広告紹介で簡単にもうかるなどと誘い、最初は少額ですが次第に大金を支払わせます。もうからないため借金も返せず、最後には知人を勧誘させられる羽目に。お金だけでなく、大切な友人も失ってしまいます。たとえ友人からの誘いでも、きっぱりと断りましょう。不安を感じたりトラブルになったらすぐに消費生活センターに相談してください。

一人で悩まず、まずは相談！
困ったときは消費生活センター
「188 (いやや)」にお電話を



消費者庁 消費生活センター 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

◎消費生活センター
(☎0942・30・7700、FAX 0942・30・7715)